

## 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進 に関する法律に関する支援内容について

※計画の認定を受けたとしても自動的に支援を受けられるものではありません。受けたい支援措置ごとにそれぞれ申請し、審査を受けていただくこととなります。

### 具体的な支援内容について

#### (1) 商店街活性化事業計画の策定及び支援制度の創設

経済産業大臣が、都道府県及び市町村に意見を聴いた上で商店街活性化事業に関する計画を認定。認定を受けた商店街振興組合等やその構成員である商店主などが行う商店街活性化事業に対し、支援措置を講ずる。

- ① 認定事業に対する補助金の補助率を最大で1/2から2/3に引き上げる。
- ② 中小企業信用保険法の特例により、保険限度額の拡大（2倍）、保険カバー率の引上げ（70%→80%）、保険料率の引下げ（3%以内→2%以内）を行う。

#### (2) 商店街活性化支援事業計画の策定及び支援制度の創設

一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動(NPO)法人で、議決権、財産価額等の1/2以上を中小企業者が有しているものが作成した商店街活性化を支援する事業に関する計画を、経済産業大臣が認定。この認定を受けた一般社団法人等を中小企業者とみなして中小企業信用保険法を適用する。

#### (3) (独)中小企業基盤整備機構の商店街活性化促進業務の追加

市町村（特別区を含む。）が認定事業者等に対して認定事業の実施に必要な資金を無利子貸付けする場合に、(独)中小企業基盤整備機構が当該市町村に対してその貸付資金の一部(8割まで)を貸し付けることができるようにする。

【参考】対象事業例：空き地を利用したイベント広場を整備費空き店舗を取得して高齢者交流センターを設置する費用